

航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (Lden)	あてはめる地域
I	57以下	専ら住居の用に供される地域
II	62以下	I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

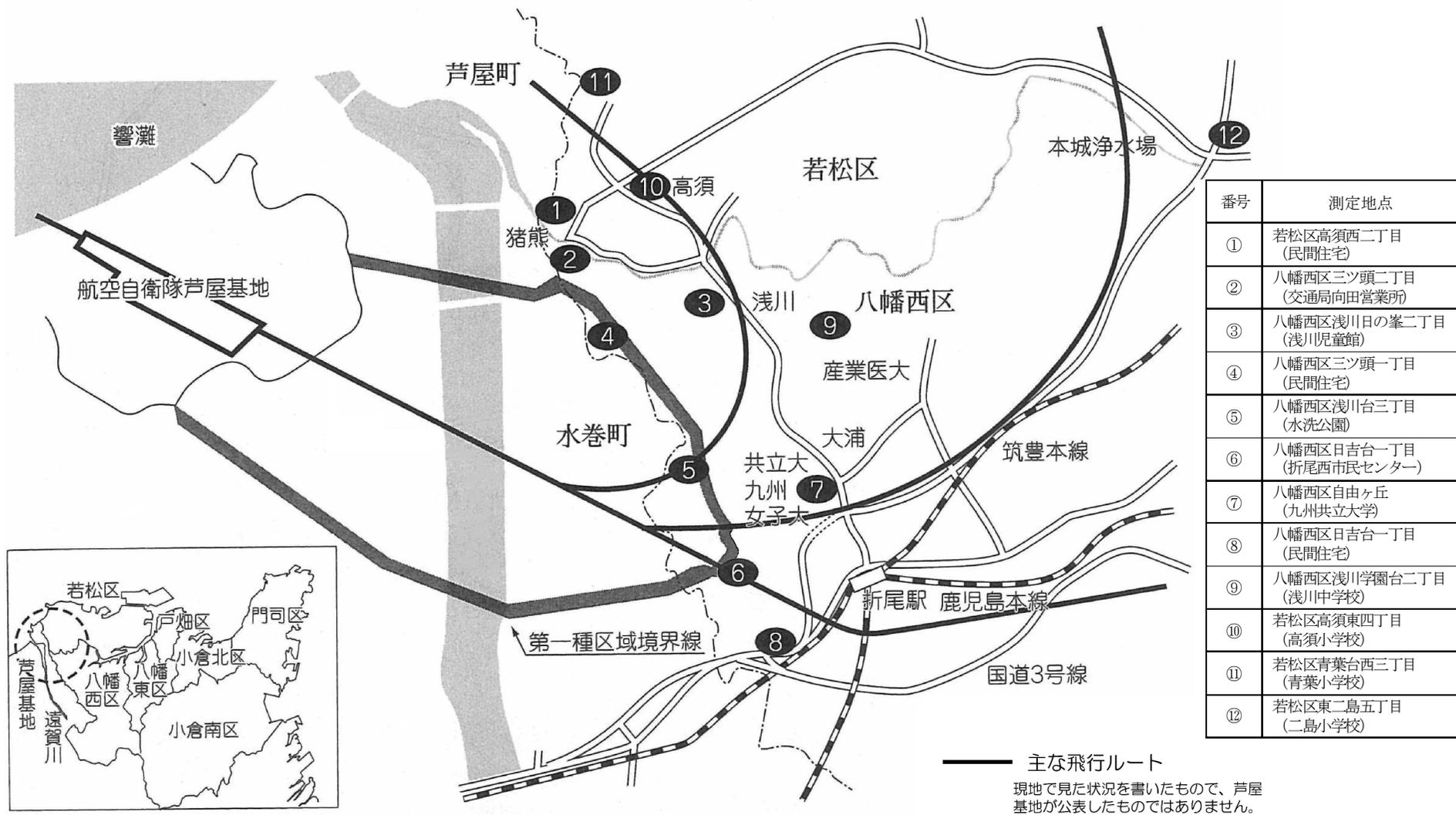
(注1) 上記表には、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しない。

(注2) Ldenとは航空機騒音の評価単位

北九州市における類型指定

地域の類型	あてはめる地域	備 考
I	右の地域のうち都市計画法に定める 第一種及び第二種低層住居専用地域 第一種及び第二種中高層住居専用地域	「地域類型のあてはめをする地域」 とは、八幡西区、若松区
II	右の地域のうち 類型Iをあてはめた地域以外の地域	

(注) 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域、国土利用計画法第9条第2項第3号の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項による市街化調整区域以外の地域並びに河川法第6条第1項に規定する河川区域、海上、湖沼及び空港敷地又は飛行場敷地である地域は除く。



図－８ 平成２５年度 芦屋基地航空機騒音の測定地点

航空自衛隊芦屋基地航空機騒音の経年変化

(単位：WECPNL ※H25のみLden)

地点 番号	測定地点	環境基準		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
		地域 類型	基準 値 [下段Lden]											
1	若松区高須西二丁目 (民間住宅)	I	70 [57]	69	66	67	67	68		66		66		51
2	八幡西区三ツ頭二丁目 (交通局向田営業所)	II	75 [62]	64	64	62	61	63	67		64		62	
3	八幡西区浅川日の峯二丁目 (浅川児童館)	I	70 [57]	67	66	66	66	66	66	67	67	67	66	50
4	八幡西区三ツ頭一丁目 (民間住宅)	I	70 [57]	61	67	65	63	66		66		62		48
5	八幡西区浅川台三丁目 (水洗公園)	II	75 [62]	72	73	74	71	74	72		74		70	
6	八幡西区日吉台一丁目 (折尾西市民センター)	II	75 [62]	70	71	70	71	69		66		65		53
7	八幡西区自由ヶ丘 (九州共立大学)	I	70 [57]	70	68	66	67	73		69		67		53
8	八幡西区日吉台一丁目 (民間住宅)	I	70 [57]	66	66	66	63	66	64		64		65	
9	八幡西区浅川学園台二丁目 (浅川中学校)	II	75 [62]	63	65	65	67	67		68		66		50
10	若松区高須東四丁目 (高須小学校)	I	70 [57]	69	67	67	63	70	70		67		67	
11	若松区青葉台西三丁目 (青葉小学校)	I	70 [57]	63	66	68	62	64		62		62		48
12	若松区東二島五丁目 (二島小学校)	I	70 [57]	57	61	60	60	59	59		59		59	

航空機騒音の経年変化グラフ

